

2020年3月10日

会員各位

公益社団法人 日本人間ドック学会事務局

本学会会員（施設）に情報提供いたします(事務連絡)

(以下は、全国健康保険協会本部より各支部に出された事務連絡を抜粋)

新型コロナウイルス感染症に係る健診についての当面の対応について

標記については、厚生労働省より、「保険者においては、集団で実施する特定健康診査・特定保健指導等については当面の間における実施の必要性を改めて検討するとともに実施する場合は感染拡大防止の観点から必要に応じ、集団で行う会場等では、マスクの着用・手洗い場の確保、体調不良受診者の事前の把握（受付時の発熱等症状の確認など）、会場入口へのアルコール消毒液の設置など適切に対応されたい」旨の注意喚起がされているところです（令和2年2月26日付事務連絡）。

これらを踏まえ、協会における生活習慣病予防健診、特定健診の当面の対応は、次のとおりとする。

1. 健診実施機関の施設内で行う健診への対応

原則、健診実施機関における取扱いによるものとする。

なお、健診実施機関から協会の意見等を求められた場合は、一時見合わせることを推奨することとする。

2. 集団健診で行う健診への対応

協会主催で実施する集団健診については中止する。

なお、健診受診予定者が来場することが予想されることから、集団健診実施会場において、中止したことを明確に表示（看板の設置、職員の配置など）することとする。

また、地方自治体と同時実施する集合健診については、地方自治体と十分に調整を図ったうえで、中止の可否を判断することとする。

3. 対応期間

上記の対応については、令和2年3月31日（火）までとする。

なお、4月1日（水）以降の対応については、今後の状況を見ながら3月23日（月）頃を目途に改めて判断する。